

I 刈谷市青山斎園墓園使用者募集のご案内

1 募集墓園

- (1) 墓園名称 刈谷市青山斎園墓園
- (2) 墓園所在地 刈谷市青山町2丁目153番地1ほか
※位置図をご覧ください。

(3) 募集区画

面積 (㎡)	使用料 (1区画当り)	区画数	区画番号
1.00	210,000円	3	第2号ブロック158号 第2号ブロック176号 第6号ブロック 91号
1.44	294,000円	1	第5号ブロック102号

- (4) 募集区画の詳細 墓园区画配置図1～3をご覧ください。

- ・墓园区画配置図1 (第2号ブロック158号・176号)
- ・墓园区画配置図2 (第5ブロック102号)
- ・墓园区画配置図3 (第6号ブロック91号)

2 申込受付

- (1) 受付期間 令和8年6月9日(火)～6月30日(火) ※土・日曜日、祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分
- (2) 受付場所 刈谷市役所 市民課管理係(1階)
※郵送、電話、ファックス及び電子メール等による申し込みはできません。

3 公開抽選会

- (1) 日時 令和8年7月29日(水) 午前10時
- (2) 場所 刈谷市役所1階 101会議室
抽選会への参加は自由となります。また、代理人の参加でもかまいません。
なお、参加される場合には、申込み時にお渡しします「使用申込書の写し」
をご持参ください。
- (3) 抽選方法 1－(3) 募集区画に記載の順に抽選を行います。
区画番号ごとに、当選者1名と補欠者2名を決定し、当選者が辞退又は当選を取り消された(墓園の使用許可を取り消された場合を含む。)場合

に、補欠者の上位者を繰上げ当選とします。

- (4) 抽選発表 抽選結果は申込者全員に、郵送にて8月7日(金)頃にお知らせします。

4 応募要領

(1) 申込資格

令和7年12月31日から引き続き本市に住所を有し、次のいずれかに該当する人。

- ① 死亡した親族の焼骨を保管している、または改葬を希望している人
- ② 死亡した人の祭祀を主宰する(供養をする)人で、その事実を証する書類(火葬許可証等)を用意できる人

[注意事項]

- ・申込みは1世帯につき1区画までとなります。
- ・既に青山斎園墓園を使用している世帯又は分骨のための申し込みはできません。
- ・一つの焼骨に対して、複数の申込みはできません。

(2) 使用条件

- ① 使用料は、指定された納入期限までに一括で納入すること。
- ② 墳墓は、使用許可を受けた日から3年以内に設置すること。
- ③ 墓園には焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。

※詳細は、「Ⅱ 墓園使用の注意」をご覧ください。

(3) 必要書類

刈谷市青山斎園墓園使用申込書(別紙、様式1)

代理人による申込みの場合は、委任状(別紙、様式1裏面)が必要となります。

(4) 申込方法

「Ⅱ 墓園使用の注意」をよくご覧いただき、「刈谷市青山斎園墓園使用申込書(別紙、様式1)」に必要事項を記入して、申込受付期間内に市民課までご持参ください。

[注意事項]

- ・希望の区画番号を必ずご記入ください。
- ・代理人による申込みの場合は委任状(別紙1、様式裏面)が必要となります。
- ・郵送、電話、ファックス及びメールによる申込みはできません。
- ・当選した場合、申込者がそのまま墓園使用者となります。当選後の使用者変更はできません。

5 当選後の墓園使用許可申請手続き

- (1) 受付期間 令和8年8月12日(水)～9月4日(金)(土・日曜日・祝日除く)
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付場所 刈谷市役所 市民課(1階)
- (3) 必要書類

手続きにあたっては、①～④の書類を持参してください。

① 刈谷市青山斎園墓園使用許可申請書（当選通知に同封）

② 申請者の住民票の写し（3か月以内に交付されたもので、本籍地、続柄の記載があるもの）※個人番号が省略されたものに限る

③ 焼骨の事実を証する書類として、次のア～ウの書類のいずれか1つ

ア 火（埋）葬許可証（原本）…自宅で焼骨を保管している場合

死亡及び死産の届出を受けた市町村長が交付する許可証で、火葬が行われた日付・場所等が記載されています。紛失してしまった場合は、交付した市町村役場で再交付を依頼してください。再発行が不可能な場合は、申請者の申述書を提出していただきます。

なお、過去に納骨したことがある焼骨については、火（埋）葬許可証を再交付することはできませんので、イ又はウの書類を用意してください。

イ 改葬許可証（原本）…寺院等に納骨している・納骨したことがある場合

現在の墓地（最後に納骨していた墓地）の所在地の市町村長が交付する許可証で、寺院等に納骨している又は過去に納骨したことのある焼骨を他の寺院等に改葬することを許可する書類になります。

ウ 刈谷市青山斎園納骨壇使用許可書（原本）…青山斎園納骨壇を使用している場合
※ア～ウの書類については、申請の受付後に返却します。

④ 死亡者との関係を証明する書類（戸籍謄本等）

「②申請者の住民票の写し」又は「③焼骨の事実を証する書類」により、申請者（使用者）と死亡者の関係が分かる場合は不要となります。

（4）注意事項

当選者には、8月7日（金）頃に「墓園使用許可申請書」を郵送しますので、必ず、（1）に記載の受付期間内に手続きを完了してください。受付期間中に申請手続きが完了しない場合は、当選を取り消しますのでご注意ください。

当選を辞退される場合は、令和8年9月30日（水）までに、刈谷市役所市民課までお越しいただき、辞退届を提出していただく必要があります。

6 使用許可について

当選後の墓園使用許可申請手続きにおいて必要書類を全て提出し、使用者としての要件を満たしていることが確認できた方に対し、「刈谷市青山斎園墓地使用許可書」を発行します。

7 使用許可日

令和8年10月1日（木）を予定

8 使用許可書の発行

使用許可日以降に普通郵便にてお送りします。

9 使用料の納入について

「刈谷市青山斎園墓地使用許可書」が発行された方に対し、墓園使用料を納入するための納入通知書を交付します。納入期限は令和8年11月2日（月）となります。

納入期限までに使用料を納入していただけない場合は、使用許可が取り消されますのでご注意ください。

また、使用料納入後に辞退（使用前に返還）しても、全額返還はできませんので、ご承知おきください。

（問合せ先 刈谷市役所市民課管理係 直通電話 0566-95-0006）

II 墓園使用の注意

墓園を使用するにあたって、次の条件や制限を定めていますので、ご注意ください。

(1) 墳墓の設置

- ・墳墓は、許可を受けた日から3年以内に設置してください。
- ・墳墓を設置するとき、改築するとき、設計書を必ず青山斎園事務室へ提出してください。
 - ※囲障（巻石）は境界から前後左右1cm以上控えて設置してください。
- ・墳墓の高さは、地表から3メートル以内としてください。
- ・墓園には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。（犬等動物は埋蔵できません。）
- ・墓園には、上屋類、板べい及び竹垣を設け、又は樹木を植えることはできません。
- ・墳墓は1区画につき1基とします。
- ・墳墓の向きは墓園区画配置図の黒い丸印（●）の方向が正面となるように設置してください。

(2) 納骨届

- ・お墓に新たに納骨する場合は、納骨する方の火（埋）葬許可証又は改葬許可証を添えて、納骨届を青山斎園事務室へ提出してください。

(3) 墓園の管理

- ・墳墓の転倒防止をするとともに、時期をみて草取りをし、周囲に迷惑のかからないようにしてください。また、花がら等は各自で処分してください。

(4) 使用許可の取消

- ・使用者が次のいずれかに該当するときは、墓園の使用許可を取り消すことがあります。
 - ア 使用料を指定された期限までに納入しないとき
 - イ 許可を受けた目的以外に墓園を使用したとき
 - ウ 使用者が許可なく使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき
 - エ 許可を受けた日から3年以内に墳墓を設置しないとき
 - オ その他法令に違反したとき

(5) 使用権の承継

- ・使用権は、使用者が死亡その他の事由により、使用許可を受けた者に代わって祭祀を主宰する者が承認を受けて承継することができます。
- ・使用権の承継をする場合、親族内で充分協議し祭祀継承者を決定後に墓園使用承認許可申請書を市民課へ提出してください。
- ・承継にかかる親族間の紛争、問題については、使用者側で解決してください。

(6) 使用権の消滅

- ・使用者が次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

ア 使用者が死亡し、祭祀を主宰すべき者又は縁故者から3年以内に使用権の承継の手続きがないとき

イ 使用者が住所不明となり3年を経過したとき

(7) 使用許可書

- ・「刈谷市青山斎園墓園使用許可書」は、承継等の手続きのほか、墳墓の建立、焼骨の埋蔵等の手続きに必要となりますので、大切に保管してください。
- ・許可書を紛失又は汚損し、使用に耐えないとき、あるいは本籍、住所、氏名を変更したときは市民課へ届け出てください。

(8) 使用場所の返還

- ・別の墓地へ墳墓を改葬（移転）するため使用場所が不用になった場合は、市民課にて改葬手続きを行い、使用場所を原状に回復してから返還届を提出してください。
- ・使用場所の墳墓を撤去する場合は、撤去工事をする旨を事前に青山斎園事務室へ届け出てください。
- ・使用許可を受けた日から3年以内に使用場所を墳墓の用に供することなく返還する場合には、年数に応じて既納使用料の一部を還付します。

(9) その他

- ・駐車場は青山斎園駐車場を使用してください。
- ・生前墓（寿陵）を設置することはできません。